

# 📍 宿毛市新型コロナウイルスワクチン接種 実施計画

高知県宿毛市

令和 3 年 3 月

国の指針等により変更されることがあります。

# 1. 概要

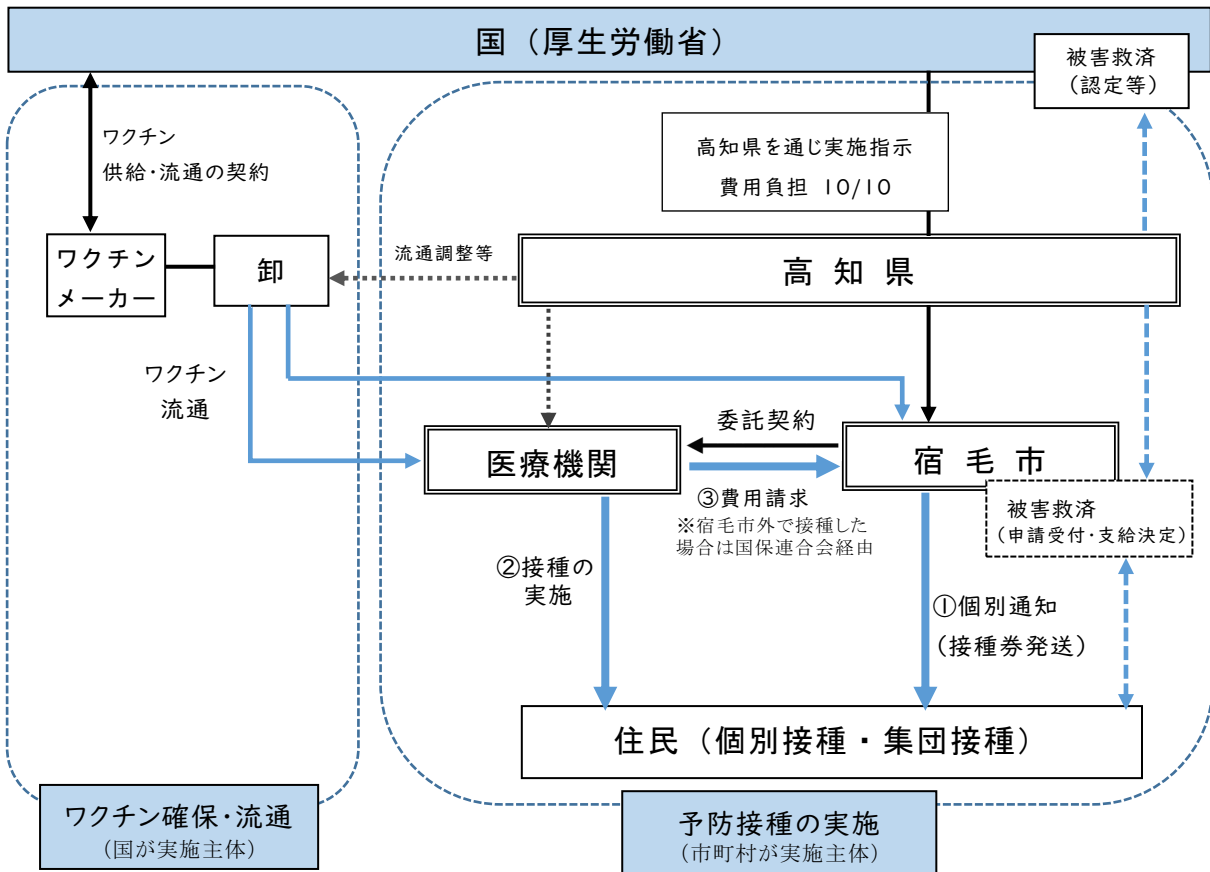
新型コロナウイルス感染症については、感染拡大を防止し、市民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、あわせて社会経済活動との両立を図っていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）については、市民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、県の広域的視点による市町村支援の役割、住民に身近な市の役割と、それぞれの立場・役割に応じて、必要な体制の確保に取り組んでいくこととされている。

宿毛市が実施する新型コロナワクチンの特例的な臨時接種について、国の「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（以下、「予防接種の手引き」という。）」に基づき、基本的考え方及び対象者、接種体制の構築等についての実施計画を策定する。

なお、本計画は、接種体制の状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

（図1）新型コロナワクチン接種の流れの概要



## 2. 基本的考え方

### (1) 実施主体

宿毛市

### (2) 接種方法

集団接種と個別接種の併用により実施するものとする。

※集団接種とは、宿毛市が開設する臨時診療所で実施するもの

※個別接種とは、委託を受けた医療機関にて実施するもの

### (3) 実施期間及び使用するワクチン

予防接種の手引きに示す期間及びワクチンとする

### (4) その他

市は、新型コロナワクチンの接種が円滑に行われるよう、宿毛医師会及び医療機関等と協議を行う。

## 3. 対象者

### (1) 対象者の範囲

①原則、接種日に、宿毛市において住民基本台帳に記録されている者を対象とする。なお、年齢等については、厚生労働大臣が接種の指示を行う際に示す対象者とする。

②医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第9145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づくいわゆる薬事承認において接種の適応とならない者は接種の対象から除外される。

③新型コロナワクチンの接種日に、住民基本台帳に記録されていない者で、やむを得ない事情があると市町村長が認める者についても、当該者の同意を得た上で、接種を実施することができる。

### (2) 接種順位

新型コロナワクチンの接種は、当面、確保できるワクチンの量に限りがあり、その供給も順次行われる見通しであることから、国が示す順位に従って順次接種していく。令和3年3月15日時点の国が示す接種順位は次のとおり。

- ① 医療従事者等
- ② 高齢者（65歳以上の者）
- ③ 基礎疾患を有する者
- ④ 高齢者施設等の従事者
- ⑤ 60～64歳の者
- ⑥ 上記以外の者

※高齢者と高齢者施設の従事者の接種順位は異なっているが、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、施設内のクラスター対策のより一層の推進のため、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当該施設内で入所者と同じタイミングで従事者の接種を実施する。（高齢者施設の従事者における接種順位の特例）

※沖の島・鵜来島の島民については、高齢者と同時に高齢者以外も対象に接種を実施する。

### (3) 対象者数等の試算

#### ①令和3年2月1日現在人口

年齢	男性	女性	合計
0～15歳	1,095人	1,108人	2,203人
16～60歳	4,356人	4,201人	8,557人
60～64歳	701人	735人	1,436人
65歳以上	3,177人	4,499人	7,676人
合計	9,329人	10,543人	19,872人

#### ②想定接種者数

※集団免疫獲得の観点から70～80%の接種率を目指す。

・医療従事者等 935人×100%= 935人

・16～64歳 9,993人-935人×75%=6,793人

・65歳以上 7,676人×75%=5,757人

合計 13,485人

## 4. 接種体制の構築

### (1) 基本的考え方

市は、宿毛医師会等と連携し、市民に対する円滑な新型コロナワクチン接種を実施するため、全庁的な体制を整え、市民の安全安心に資する。

### (2) 新型コロナワクチン接種を実施する医療機関の種類

#### ①基本型接種施設

- ・特定医療法人長生会 大井田病院
- ・宿毛市臨時診療所

#### ②サテライト型接種施設

- ・医療法人互生会 筒井病院
- ・医療法人祥星会 聖ヶ丘病院

### (3) 医療従事者の確保

新型コロナワクチン接種にあたっては、医療機関の協力が不可欠であるため、集団接種会場における医療従事者の確保については、業務の一部を宿毛医師会に委託し、市内医療機関から医師や看護師等の派遣を受け実施する。

### (4) 対象者への通知等

市は、宿毛市における新型コロナワクチン接種の対象者に対して、接種実施医療機関等が接種対象者であることを確認できる「接種券」を発行し、1回目の予診票や接種の案内等とともに対象者に送付する。なお、接種順位が上位となる医療従事者等に対しても接種券を送付する。送付時期は、ワクチンの供給状況により決定する。

※2回目の予診票については、1回目の接種が終了した医療機関で配布する。

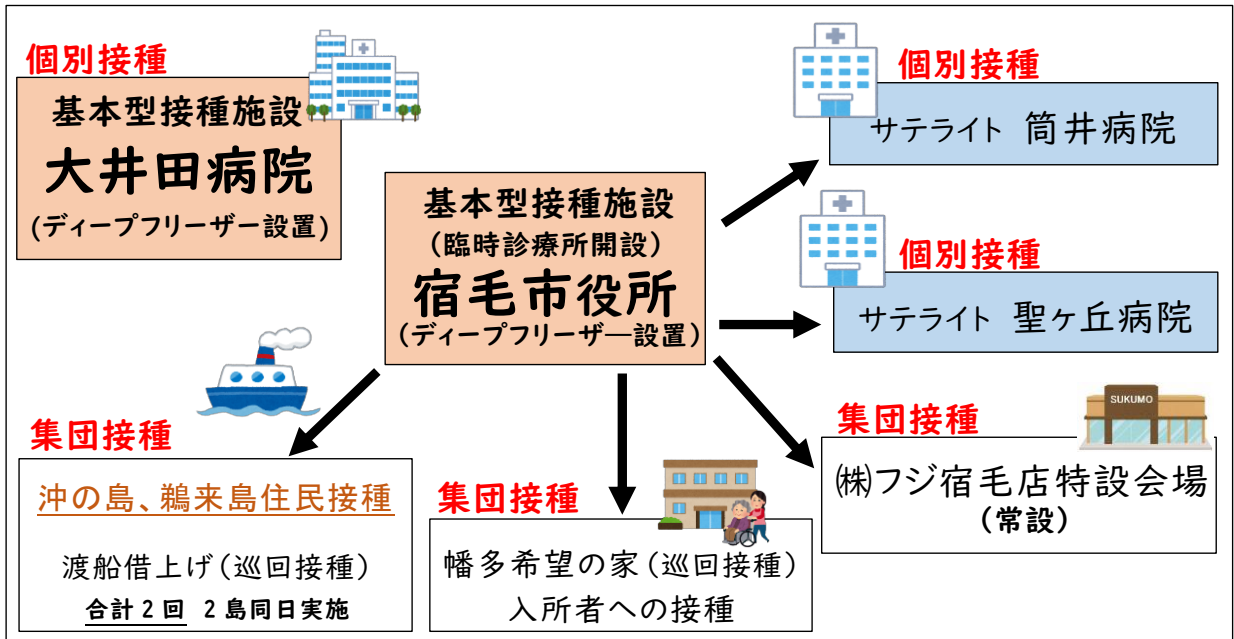
### (5) 接種会場

#### ①個別接種は次の医療機関で実施する。

- ・特定医療法人長生会 大井田病院(宿毛市中央8丁目3番6号)
- ・医療法人互生会 筒井病院(宿毛市平田町戸内1802番地)

- ・医療法人祥星会 聖ヶ丘病院(宿毛市押ノ川1196番地)
- ※聖ヶ丘病院で実施する個別接種については、原則、入院患者、通院中の住民のみを受け入れるものとする。
- ②集団接種は宿毛市臨時診療所の巡回接種として次の会場で実施する。
- ・株式会社フジ宿毛店B敷地(宿毛市宿毛5380番地1)
  - ・その他離島や高齢者施設等
- ※高齢者施設等での接種は、個別接種又は集団接種の巡回接種として実施する。

(図2) 接種体制の全体イメージ図



(図3) 市内実施場所



(6) 予約受付

- ①個別接種については、直接医療機関に予約する。
- ②集団接種については、LINE及びコールセンター（TEL：0570-088063）、宿毛市健康推進課窓口にて予約する。

(7) 集団接種会場（フジ宿毛店特設会場）の体制

- ①医師1名あたり、1時間に20～30人の接種を目標とする。
- ②臨時診療所は、ワクチンの供給と接種医等との調整を行い、9時～12時、13時30分～16時30分を目安に、1日又は半日単位で開設する。
- ③運営スタッフの職種及び人数、業務内容は次のとおり。（医師2名体制の場合）

業務名	人数	職種	業務内容
問診・診察・接種判断	2人	医師	問診・診察・接種判断
ワクチン接種係	2人	看護師	ワクチン接種
ワクチン準備係	2人	看護師又は薬剤師	希釈及び接種用針・シリンジへの充填
会場責任者	1人	看護師又は保健師	集団接種会場の統括
受付係	2人	一般事務	受付、予診票の確認
予診票確認係	2人	看護師又は保健師	医師問診前の予診票確認
会場内誘導係	1人	一般事務	会場内の誘導
接種済証発行係	2人	一般事務	接種済証の発行
状態観察係	1人	救急救命士又は看護師	接種後の状態観察
次回予約係	1人	一般事務	次回予約の受付（1回目の方のみ）
確認係	1人	一般事務	接種終了の確認
駐車場係（誘導含む）	1人	一般事務	駐車場内の整理・誘導
合計	18人		

(8) 集団接種会場（フジ宿毛店特設会場）での接種の流れ

- ①受付 ⇒ ②予診票確認 ⇒ ③問診・診察（医師） ⇒ ④接種（医師又は看護師） ⇒ ⑤接種済証の交付 ⇒ ⑥接種後の状態観察 ⇒ ⑦次回予約（初回の場合） ⇒ 終了

(9) ワクチンの流通

基本型接種施設からサテライト型接種施設へのワクチンの移送は、市が行う。

(10) 相談体制

令和3年3月22日（月）より、宿毛市健康推進課内にコールセンターを開設し新型コロナワクチン接種の受付や接種会場等についての問い合わせに対応する。各種電話相談窓口（コールセンター）は次のとおり。

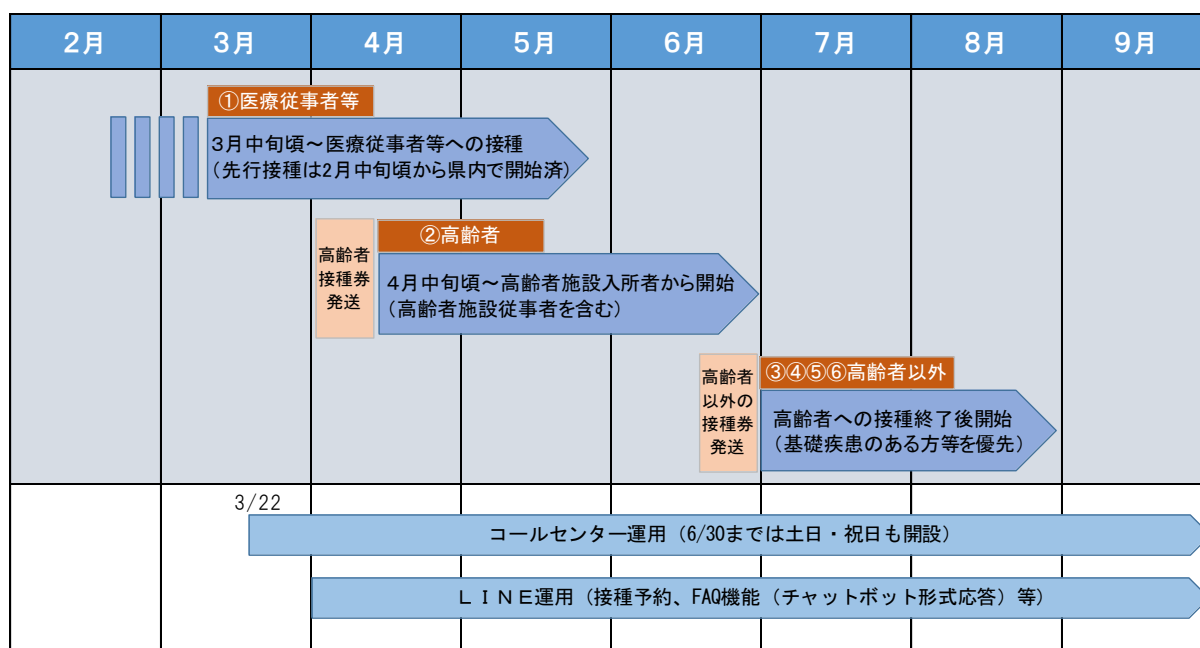
電話相談窓口	電話番号	受付時間
厚生労働省	☎0120-761-770 (フリーダイヤル)	9～21時 (土日・祝日も実施)
高知県健康対策課 (副反応に関する相談)	☎088-823-9889	9～21時 (土日・祝日も実施)
宿毛市健康推進課 (新型コロナワクチン接種予約等)	☎0570-088063 ☎0880-63-9056	8時30分～17時15分 (平日のみ。ただし、6月30日 までは土日・祝日も実施)



## (11) 接種スケジュール

3月中旬頃から市内の医療機関において、医療従事者等の優先接種を開始する。(高知県内においては、2月中旬より医療従事者の先行接種を実施する。)高齢者については、4月中旬頃から高齢者施設等の入所者の接種を開始し、5月以降をめぐりにワクチンの本格供給から2か月以内の接種完了を目指す。高齢者以外の接種についても、高齢者の接種終了後2か月以内の接種完了を目指す。

(図4) 接種スケジュール(予定)



## (12) その他

市は、高齢者施設入所者等に対して接種を行う場合は、高齢者施設等に対して、接種体制等の説明を行う。また、高齢者施設等の入所者の接種場所を把握するとともに、その施設の嘱託医等が接種実施医療機関に該当しない場合は、市が接種医の調整を行う。

## 5. 市民に対する情報提供

広報紙やホームページに加え、SNS(LINE等)や屋外放送、自治会など関係機関を通じて情報提供を行う。

## 6. 副反応への対応

接種後、15～30分の状態観察時間を設けるほか、帰宅後の体調変化においても、県や国の相談窓口と連携し対応する。また、接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく健康被害救済制度により対応する。

## 7. 宿毛市が目指す新型コロナワクチン接種目標

- ◆個別接種、集団接種を実施することで、希望する全住民の「早期接種」の実現
- ◆筒井病院、大井田病院、宿毛市臨時診療所（（株）フジ宿毛店特設会場）で実施し地域格差を最小限にとどめる
- ◆安全に安心して接種できる体制  
集団接種会場での、医師、看護師、救急救命士等の充実した配置  
感染防止対策を講じた接種会場の整備